

(3) 府内発生早期

状態	
○府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態をいいます。	
対策の目的	
○市内での感染拡大をできる限り抑えます。 ○患者に適切な医療を提供します。 ○感染拡大に備えた体制の整備を行います。	
対策の考え方	
○感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行います。 ○大阪府に緊急事態宣言が発出された場合は、積極的な感染拡大防止策等を行います。 ○個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、市民に対し、積極的な情報提供を行います。 ○国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内や府内での情報を医療機関等に提供します。 ○新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の患者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施します。 ○府内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。 ○住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。	

実施体制

①発生段階の変更	
○国の公示及び国と協議して大阪府が公表した発生段階の変更及び今後の対策等に基づき、本市対策本部会議を開催し、今後の対策等について決定します。	危機管理室 健康福祉部保健所

○医療関係団体等地域の関係者による対策会議を開催し、対策の強化を図ります。	健康福祉部保健所
②緊急事態宣言の発出	
○緊急事態宣言が発出され、大阪府が発生区域に指定された場合は、速やかに市対策本部を設置します。（法定設置）	危機管理室 健康福祉部保健所
③政府現地対策本部	
○本市に政府現地対策本部が設置された場合は適切に連携できるような体制を整えます。	危機管理室 健康福祉部保健所

サーベイランス・情報収集

①情報収集	
○引き続き、国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集します。	健康福祉部保健所
②サーベイランス体制の強化	
<p>○府内未発生期に引き続き、医療機関等の協力を得て、次のサーベイランスを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者発生サーベイランス（定点サーベイランス） ・強化ウイルスサーベイランス ・入院サーベイランス ・強化学校サーベイランス（国内感染期には短大・大学への報告施設の拡大は中止） ・新型インフルエンザ患者の全数把握 ・感染症流行予測調査 ・鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランスへの協力 <p>○国が医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供するために実施する新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力します。</p>	健康福祉部保健所 教育委員会 こども未来部 環境部 農業委員会

○国から提供されたリアルタイムの国内の発生状況をもとに、国や大阪府と連携し、必要な対策を実施します。	健康福祉部保健所
③調査研究	
○発生した市内患者について、初期の段階では、積極的疫学調査チームを派遣し、国や大阪府と連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析します。	健康福祉部保健所

情報提供・情報共有

①情報提供	
<p>○市民に対して利用可能なあらゆる媒体・関係機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等について、その決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体を詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供します。</p> <p>○特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、以下のことについて周知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること ・個人レベルでの感染予防策や感染が疑われた場合、また患者となった場合の対応（受診の方法等） 	<p>政策企画部 総務部 危機管理室 健康福祉部保健所 その他関係部局</p>
○学校・保育施設、福祉施設、公共施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。	<p>教育委員会 こども未来部 健康福祉部 市民協働部 その他関係部局</p>
<p>○市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせの内容や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握します。</p> <p>○市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、以後の情報提供に反映します。</p>	<p>危機管理室 健康福祉部保健所 政策企画部</p>

○患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準により報道機関等に定期的に公表します。	健康福祉部保健所 危機管理室 政策企画部
○感染拡大を防ぐため、必要な患者の情報を関係先に伝達して、濃厚接触者の調査や臨時休業の要請等を行います。その場合には、可能な限り患者本人(未成年の場合は保護者)の同意を得るよう努めるものとします。	健康福祉部保健所
②情報共有	
○対策本部等は、国や大阪府、関係機関等とのリアルタイムかつ双方向の情報共有を行い、情報を各部局と共有します。	危機管理室 政策企画部 健康福祉部保健所 その他全部局
③コールセンターの対策の強化	
○国や大阪府が配布するQ & Aの改定版を活用するとともに、コールセンターの体制を充実・強化します。	市民協働部 健康福祉部保健所 危機管理室

予防・まん延の防止

①市内での感染拡大防止策の準備	
○国や大阪府と連携し、感染症法に基づき、以下の措置を行います。 ・患者への対応（治療・入院措置等） ・患者の同居者等の濃厚接触者への対応（積極的疫学調査、外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）	健康福祉部保健所
○住民や事業者、福祉施設等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける・室内の湿度調整・時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。	全部局

○事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診勧奨、また職場における感染予防策の徹底を要請します。	健康福祉部保健所 市民協働部 その他関係部局
○公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請します。	危機管理室
○病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化または要請します。	市立豊中病院 健康福祉部 その他関係部局
②住民への予防接種	
<p>住民への接種（予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種）の実施については、政府対策本部が発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定します。</p> <p>更に、住民への接種順位についても、政府対策本部が接種の順位に係る基本的な考え方や重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて決定します。</p> <p>○パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始します。</p> <p>○市民に対し、接種に関する情報を提供します。</p> <p>○接種の実施にあたり、公的な施設の活用や関係機関等の協力を得て、接種会場を確保し、原則として、市域内に居住する者を対象に集団的接種を行います。</p>	健康福祉部保健所

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置（大阪府行動計画より）

大阪府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策について協力または実施します。

①外出制限等	対応部局
<p>○大阪府は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請します。</p> <p>対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とします。</p>	<p>危機管理室 健康福祉部保健所 その他全部局</p>
②施設の使用制限（学校、保育所等）	対応部局
<p>○大阪府は、特措法第45条第2項に基づき、学校や保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行います。</p> <p>○大阪府は、要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行います。</p> <p>○大阪府は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。</p>	<p>危機管理室 健康福祉部保健所 教育委員会 こども未来部 健康福祉部</p>
③施設の使用制限（②以外の施設）	対応部局
<p>○大阪府は、特措法第24条第9項に基づき、学校や保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行います。</p> <p>○大阪府は、特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行います。</p>	<p>危機管理室 健康福祉部保健所 その他関係部局</p>

<p>○大阪府は、特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため、特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行います。</p> <p>○大阪府は、特措法第45条に基づき、要請等を行った際には、その施設名を公表します。</p>	<p>危機管理室 健康福祉部保健所 その他関係部局</p>
<p>④住民接種</p>	<p>対応部局</p>
<p>○本市は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。</p>	<p>健康福祉部保健所</p>

医療

<p>① 府内未発生期に引き続き医療体制の整備</p>	
<p>○帰国者・接触者相談センターにおける相談体制や帰国者・接触者外来における診療体制を継続します。</p>	<p>健康福祉部保健所</p>
<p>② 患者への対応等</p>	
<p>○新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に移送し、入院措置を行います。</p> <p>この措置は、病原性が高い場合に実施することとしますが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから病原性が低いことが判明しない限り実施します。</p> <p>○必要と判断した場合には、府立公衆衛生研究所等に依頼して新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行います。</p> <p>全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行います。</p>	<p>健康福祉部保健所</p>

○新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導します。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に移送します。	健康福祉部保健所
③ 医療機関等への情報提供	
○引き続き、国や大阪府等からの新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。	健康福祉部保健所
④ 一般の医療機関での診察への移行	
○患者等が増加してきた場合においては、国の要請に基づき、帰国者・接触者外来での診療体制から一般の医療機関(あらかじめ新型インフルエンザ等の診療を行わないこととする医療機関を除く。)が診療する体制に移行します。	健康福祉部保健所

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置（大阪府行動計画より）

大阪府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策について協力または実施します。

① 医療等の確保	対応部局
○医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じます。	健康福祉部保健所

市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者の対応	
○国や大阪府の要請とともに、市内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底と職場における感染予防策を開始するよう要請します。	健康福祉部保健所 市民協働部 その他関係部局
② 市民・事業者への呼びかけ	
○国や大阪府の要請とともに、市民に対し、食料品や生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品や生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めや売惜しみが生じないよう要請します。	市民協働部 その他関係部局
③ ごみ収集・処理	
○一般廃棄物の収集・運搬・処理体制の維持を図ります。	環境部 クリーンランド
④ 安定した上下水道の供給	
○上下水道施設の機能維持を図ります。	上下水道局

* 電気やガスのライフラインは、指定（地方）公共機関がそれぞれ業務計画を作成し、新型インフルエンザ等対策を実施します。

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置（大阪府行動計画より）

大阪府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策について協力または実施します。

① 事業者の対応等	対応部局
○指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始します。	危機管理室 健康福祉部保健所

○登録事業者は、医療の提供並びに府民生活及び府民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組みを行います。	危機管理室 健康福祉部保健所
②ガス並びに水の安定供給	対応部局
○ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、ガスの供給に支障を来さないよう必要な措置等、緊急事態においてガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。	危機管理室
○水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市町村、水道企業団は、それぞれの行動計画又は業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。	上下水道局
③運送の確保	対応部局
○運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、緊急事態において貨物を適切に運送するために必要な措置を講じます。	危機管理室
④サービス水準にかかる府民への呼びかけ	対応部局
○大阪府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、府民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけます。	市民協働部 その他関係部局
⑤緊急物資の運送等	対応部局
○大阪府は、緊急の必要がある場合には、指定地方公共機関である運送事業者に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請します。 ○大阪府は、緊急の必要がある場合には、指定地方公共機関である医薬品等販売業者に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請します。	危機管理室 健康福祉部保健所

<p>○正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、大阪府は、必要に応じ、指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示します。</p>	<p>危機管理室 健康福祉部保健所</p>
<p>⑥生活関連物資等の価格の安定等</p>	<p>対応部局</p>
<p>○大阪府及び市町村は、府民生活及び府民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視します。</p> <p>○必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、府民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。</p>	<p>市民協働部</p>
<p>⑦犯罪の予防・取締り</p>	<p>対応部局</p>
<p>○大阪府警は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底します。</p>	<p>危機管理室</p>